

福島県環境影響評価審査会議事概要

1 日 時

平成24年10月29日(月) 午後1時30分開会 午後3時30分閉会

2 場 所

福島県庁本庁舎3階 総務委員会室

3 議 事

(1) (仮称)沢又山高原風力発電事業に係る環境影響評価準備書について

(2) 郡山西部第一工業団地開発事業に係る環境影響評価準備書について

(3) その他

4 出席者等

(1) 環境影響評価審査会 8名

(2) 事務局 6名

(3) 事業者 6名

(4) 傍聴者 10名

5 議事概要(「(仮称)沢又山高原風力発電事業に係る環境影響評価準備書について」の該当部分のみ記載。)

【事業者】

事業者から、当該準備書の概要、及び事前に審査会委員から質問のあった事項に対する回答を資料に基づき説明した。

【委員】

濁水処理をするために丸太筋工をつくるとのことだが、これは現場作りか。

【事業者】

そのとおりである。

【委員】

丸太を重ねて作るのだと思うが、濁水は粒子が細かいのでキャッチできないのではないか。

【事業者】

なるべく目地に充填するなどして、滞留機能を持たせようになりたい。

【委員】

目地埋めと水質のモニタリングをしっかりやってほしい。

【議長】

汚水処理に関連して、簡易トイレをつくるということだが、作業員は何名程度になるのか。

【事業者】

短期的には最大で50人程度となるが、平均では20人から30人くらいである。

【議長】

雑排水の処理はどうするのか。垂れ流しは許されない。水質汚濁防止法の改正により、雑排水の処理は国民の責務となった。土壌浄化処理などいろいろな方法があるので、雑排水対策もきちんと対応してほしい。

次に、風車の影の話で、家屋にブラインドをつけるという話があったが、どういう意味か。

【事業者】

風車が回転している時に、いわゆるシャドーフリッカーと言われているようにチカチカする状況になる。この状態が点滅光的な意味合いを持ち、気になる場合があるので、そのような影が差し込む住宅には、事業者の責任でブラインド等をつけて対策をするというものだ。

【委員】

低周波音の予測について、風速 7.9m/s、風下側 24mを予測条件とした根拠は何か。

【事業者】

今回導入予定のエネルコン社の実測時と同じ条件とした。

【委員】

最近の学会の調査等では、定格風速ではなくて、ある特定の風速の時に音圧が上がることもあるし、距離も必ずしも同心円状に分布する訳ではないと報告されているので、この予測値は最大値と見なせないと考えてよいか。

【事業者】

定格風速は 12m/s だが、年間を通じて定格風速に達するという時期は限られており、平均すると風速 6 m/s か 7 m/s 程度と思われるので、7.9m/s で検討させてもらった。

【委員】

場合によっては、日本の平均風速 3 ~ 4 m/s くらいのところで、大きな音が出ることも否定できない。データを持っていないということか。

【事業者】

そういった時期のデータは持っていないと思う。ただし、風車から発生する低周波というのは風切り音主体であるので、そういった音が発生する状況というのは、風速がそれなりに強い時期であるというのが、自分の経験則だ。

【委員】

まだ、不確定要素も多く、予測値が上がる要素も考えられるということか。

【事業者】

数値が今回予測した数値から大幅に上がるということは考えにくいですが、不確実性要素が小さいとは言えないので、これから評価書に至る段階で、新たな指針等が示された場合は再評価を行ったり、事後調査も含めて対応していきたい。

【委員】

今の議論に関連して、1月前くらいのテレビで、ドイツかバルト海で、新幹線

のパンタグラフにつけているフクロウの羽模様をつけている風車の例が紹介されていた。あれは何のためにつけているかわかるか。

【事業者】

新幹線は消音のために設置しているのではないか。

【委員】

風車も消音のために設置していると思う。そういう技術が外国ではできている。今回導入予定の風車はドイツのエネルコン社製ということだが、まだそういった装置はついていないのか。もし、低周波音に有効であれば絶対つけたほうがよい。導入を検討してほしい。

次に、県の庁内連絡会議から事業者への質問事項の中に「鳥類の夜間調査は実施しているのか」というものがあり、事業者は「各調査時期の任意の日を実施していますので、評価書へ反映します」と回答している。鳥の調査結果を見ると（p259、260）夜行性鳥類が確認されているとの記載があるので、夜間調査は実施していると思われる（準備書に反映されている）のだが、そうだとすると、前述の事業者の回答（評価書へ反映します）は、整合性がないように思う。夜間調査は任意調査で実施して結果も準備書に記載されている。

生態系（p337）についてだが、生態系の上位性種としてフクロウを取り上げていて、評価の結果、影響が小さいと記載されている。フクロウがどれだけ生息しているかについては、任意調査だけなのではっきりわからない。フクロウがブレードに衝突する、しないと評価する前に、フクロウがどのくらい近くにいて、装置がどこにあるというところからはじまらないと、影響の有無はわからない。風車の立地地点にフクロウのペアの行動圏がかかっているかどうかを調査するところからはじまらないといけないのだが、夜間調査は既に行っているため、これ以上詳しいデータは出てこないのだろう。既存の文献等で考察して評価書に記載してほしい。

もう1点、何故フクロウが上位性種として取り上げられているのか疑問だ。任意調査でたまたま発見されたフクロウが何故上位性種となるのか。猛禽類の調査結果を見るとある希少種がダントツに生息しているのだから、沢又山ではこの猛禽類が上位性種である。福島県ではこの猛禽類はレットデータブックにも入っているはず。この種が上位性種に入っていない理由は何か。

【事業者】

この種については、猛禽類のところで評価を行っているため、生態系ではあえて評価をしなかった。

【委員】

沢又山の現地に行った際、一部草地があると言っていたが、開発地域の大半は草地か森林か。

【事業者】

大半は樹林地。

【委員】

樹林地であるためにフクロウを取り上げたということか。

【事業者】

そのとおりだ。

【委員】

川なら川でカワネズミなど、生態系毎に上位性種を取り上げて評価するべきであり、一番飛んでいる猛禽類を上位性種にしないのは不思議だ。評価書ではきちんと記述してほしい。

本来であれば、準備書にきちんとした調査や評価の結果が記載されていなければならないのではないか。評価書に再評価した結果が記載されたとしても住民等が意見を述べる機会もない。庁内連絡会議の質問事項にも厳しいコメント（「縦覧に供するレベルに達していない」）が記載されているが、対応が遅いという印象がある。

【議長】

今のコメントは極めて重要なコメントだ。評価書では漏れのないようにしてほしい。

今回、ドイツのエネルコン社製の風車を導入するということだが、先ほど話が出たフクロウの羽というのは、どの風車にも導入できるものか。特許があるのか。

【事業者】

調べてみないとわからないが、どこの会社でもやっているというものではない。

【議長】

フクロウの羽による消音などは、それほど費用のかかることではないと思われるので、活用できるのであれば活用してほしい。安全と安心というものがあるが、安全基準を達成するというのはそれほど難しくないが、安心の基準は個人で違うので難しい。極力音がしない方向を目指したほうがよいと思われる。

次に、低周波音の説明の中で、G特性で 90dB 以下は人が感じないと言っていたが、そのことについて詳しく説明してほしい。

【事業者】

環境省が出している低周波音の測定マニュアルに記載されている数値で、G特性、いわゆる 20Hz 以下の低周波音については、そのくらい（90dB）の音圧レベルがないと人が感知できないという数値の目安だ。

【委員】

濁水や水質が心配だ。管理棟のような建物をつくらず、変電所に事務所のような場所をつくるようだが・・・

【事業者】

建設時には、建設事務所をつくる予定であり、そこで、先ほど指摘があった汚水の処理などは管理していく。

【委員】

重要な種として、水系に生息する動物と、場所がはっきりしないが、ミズニラなど希少な水草がたくさん発見されているので、稼働後もきちんとモニタリングをしてほしい。

次に、シャドーフリッカーの件だが、準備書を見ると特定の家に影がかかるとわかっているのだから、その家庭を対象に、個別説明をする予定はあるのか。

【事業者】

個別に説明はまだしていないが、準備書の内容について地元説明会はやっている。今回、風車の影の影響を評価しているのは冬至の一時期であり、地元からも冬至期だけでなく他の季節の評価もすべきとの意見ももらっているのので、その辺も含めて今後説明を行っていきたい。

【委員】

風車の影がかかる家の住人は、最終的にはそのことを認識できる（個別に説明する）ということによいか。

【事業者】

個別にということはなかなか難しいと考えているが、なるべく皆にそういう状況をわかってもらえるように、事業者として努力すべきかと思う。

【議長】

今の意見も大事なことだ。影が気にならない人もいるが、とても敏感な人もいる。村の広報を活用するなどして、皆に知ってもらおう努力をしたほうがよいのではないか。風車を建てた後にクレームがきたら大変なことになる。住民の対応は優しくやっておく必要がある。

【委員】

関連してだが、準備書説明会の参加者が少ない。この数字は、単に関心がないとか、この日に出席できなかった、ということではなくて、参加できない人、内容が難しくわからないという人が多いということだと思う。丁寧に説明していく必要がある。条例上は準備書説明会の開催は新聞で公告するだけでよいようだが、先ほどの話にもあったように、全戸に配布される広報に掲載するというのも含めて検討してほしい。

【委員】

事業実施区域周辺に多く飛翔が確認されている猛禽類に対する対応についてだが、庁内連絡会議の質問事項に対し「衝突のおそれがある場合は、何らかの事後的な対策を施す」と回答している。先ほどのテレビの続きで、日本では航空標識法上の点滅灯がない場合は風車の羽の一部をピンク色に塗っているが、ヨーロッパの風車は全て（3枚）のブレードのそれぞれ2箇所をピンク色に染めたり、洋上では海水面から10mくらいまで（どぎつい色ではないが）緑色に塗っている。それは漁船や飛行機に対する識別であるが、鳥がぶつからないようにとの配慮でもあると思う。景観上の問題はあるが、景観にもやさしい色合いで、鳥がぶつからないような警戒マークが今後できてくると思うので、事後調査で鳥やコウ

モリが当たらないように、遠慮なく塗ってほしい。環境にやさしい自然エネルギーではあるが、鳥がぶつかるのも事実であるので、風車を設置するのであればぶつからないようにしなければならない。最善の努力をしてほしい。そしてそのような対策を評価書に明記してほしい。

審議案件の議論終了後にも、各委員から、風力発電については、低周波音による健康被害を心配する住民も多いので、事業者の丁寧な地元説明が必要との意見があった。